
監 査 公 表

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年9月9日

高知県監査委員
7高行管第166号
令和7年6月27日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和6年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和7年3月27日付け6高監報第16号で報告のありました、令和6年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第1 監査委員の意見

1 指名型の採用について

ガイドラインでは、公募型による募集が標準とされているが、市町村振興課の「令和5年執行参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙及び高知県知事選挙啓発委託業務」、保健政策課の「令和5年度健康づくり推進キャンペーン実施委託業務」及び健康対策課の「令和5年度がん検診受診率向上キャンペーン実施委託業務」は公募が可能と認められるが、指名型が採用されていた。

指名型を採用する場合には、十分に検討されたい。

2 事業者の募集及び周知について

ガイドラインでは、募集要領の公示又は指名通知から企画提案書の提出までの期間は1か月程度を確保するように努めることとされているが、30日に満たないものが半数近くを占めていた。

多くの参加者のもと、より優れた提案を選定するため、それぞれの業務に応じた適切な期間の設定に努められたい。

また、公募したものの参加者が1者のみであった業務が3割を超えていることから、更なる周知に努められたい。

3 審査結果の公表について

ガイドラインでは、審査結果について、ホームページに掲載するなど積極的に公開することとされているが、公表していない業務が散見された。

公平性及び透明性を確保するため、公募型、指名型を問わず、積極的に公表されたい。

第2 措置の内容

1 指名型の採用について

(1) 市町村振興課

本委託業務は、県民に選挙の周知をするとともに、投票参加の呼びかけを行うことで、投票率の向上につなげていくことを目的としており、その目的を達成するためには、啓発内容が重要であるとともに、公職選挙法を熟知しているなど、選挙に関する専門性を有することが必要であるため、指名型による募集を行っていました。

次の選挙からは、選挙啓発の事業実績があることを応募要件に定めたうえで、公募型により実施するよう、見直しを行いました。

(2) 保健政策課

本委託業務は、テレビCMや業者既存のSNS利用等の広報業務も含まれるため、事業内容から参加者が限定されること、企画提案書の作成期間がより長くとれると考えたことから、指名型を採用したものです。

令和7年度の同業務においては公募型を採用しました。

(3) 健康対策課

本委託業務は、テレビ及びラジオCM、高知新聞への広告掲載、高知商工会議所広報紙への広告掲載等の広報業務が含まれていることから、参加者が業務実績のある者に限定されることが考えられたため、指名型を採用したものです。

令和7年度の同業務においては公募型を採用しました。

2 事業者の募集及び周知について

3 審査結果の公表について

会計管理課

ご意見については、令和7年2月14日の「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」の改正に含まれる内容となっています。

(改正内容抜粋)

- ・ 企画提案書の提出期限を少なくとも1か月程度確保することに加え、より競争性を確保する観点から複数参加者確保に向けた具体的取組（説明会のオンラインでの開催やアーカイブも一定期間残し多数の者が閲覧できるようにすること、各種期限を長めに設定することなど）の例示
- ・ 結果的に1者しか参加しない場合でも審査が形骸化しないよう契約候補者になるための最低得点数等の設定
- ・ 参加者への審査結果通知及び審査結果の積極的な公開（ホームページへの掲載など）にあたり、総得点のみではなく各審査項目の得点を含めて実施すること

今後は、これらについて、「会計管理局だより」（令和7年7月発行予定）や会計事務実務研修において周知徹底して

まいります。

さらに、日頃の歳出書類審査を通じてプロポーザル実施所属への支援を継続してまいります。

7 高教政第 251 号
令和 7 年 6 月 18 日

高知県監査委員 様

高知県教育長

令和 6 年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和 7 年 3 月 27 日付け 6 高監報第 16 号で報告のありました、令和 6 年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

1 監査委員の意見

（1）審査委員の選定について

ガイドラインでは、審査委員は県庁外の第三者を中心として構成するとしているが、高等学校課の「高知県立高等学校基礎学力把握検査（基礎力診断テスト）委託業務」及び「高知県立高等学校基礎学力把握検査（スタディーサポート）委託業務」においては、全ての審査委員が県職員で構成されていた。

審査委員の選定理由は「提案について校内での活用方法を具体的にイメージしながら評価することができる学校関係者を委員として選定することとする」としているが、公正性、透明性及び客観性を高める観点から、県立学校以外の教員など、県庁外の第三者を審査委員に選定することについて検討されたい。

2 措置の内容

（1）審査委員の選定について

学力定着把握検査は、学力向上や学習意欲高揚等のために生徒一人一人の状況に応じて授業等の指導で細かく活用するものであることから、提案について校内での活用方法を具体的にイメージしながら評価することができる学校関係者を審査委員として選定してきました。

今後は、県職員以外の学校関係者の知見を取り入れることを検討します。